

コンプライアンスに関する規程

公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ユニバーサル志縁センター（以下、「この法人」という。）が事業活動を行うに当たって、コンプライアンスに関して行動の基本となる事項を定め、もって、この法人におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる規程の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法令等」とは、法律及びこれに基づく政令、訓令等並びにこの法人の定款及び各種規程等をいう。
- (2) 「法」とは、公益通報者保護法（平成 16 年法第 122 号）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、この法人における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、この法人の役員、及び職員・臨時雇・契約社員・派遣職員を含むすべての職員（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

(行動指針)

第4条 役職員等は、この規程の目的を踏まえ、次の事項を順守し、高い倫理観と社会的良識を持って、この法人の事業活動を遂行しなければならない。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 公共調達の参加に当たっては、公平性、透明性、競争性を重んじ適正に対処すること。
- (3) 政治、行政と健全な関係を保つこと。

(組織)

第5条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第6条 代表理事は、この法人のコンプライアンスにかかわる責任者として、理事の中から

コンプライアンス担当理事を任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

4 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、1人以上の外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第8条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年1回以上開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに担当理事に報告する。

2 担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し実施する。

3 前項の対応方針実施に当たっては、事前に代表理事に報告しその意見を徴しなければならない。

(通報に関わる措置)

第10条 役職員等は、法令等に違反する行為を行う、又は行うおそれのある者を発見した時

は、速やかにその旨を法に定める通報窓口に通報するものとする。

2 この法人の通報窓口は、専務理事とする。

3 専務理事は、公益通報を受けたときは、代表理事に報告するものとし、専務理事は調査のための委員会（以下「調査委員会」という。）を編成し、通報の内容の真否及び重要性等について調査するものとする。

4 調査委員会の委員は専務理事が指名する者とする。ただし、当該通報に関わる者を調査委員会に加えてはならない。

5 調査委員会の委員長は、委員の互選で選定するものとし、調査委員会の決定に基づき、委員に当該通報に関わらない事務局職員等を加えることができる。

6 調査委員会は、調査結果を専務理事に報告するものとする。

7 専務理事は、第6項の調査結果を受け、必要と認めるときは、速やかに代表理事及び監事に報告する。

8 代表理事は、第7項の報告を受け、この法人の社会的信用を維持するために所要の措置を講ずるものとする。

9 専務理事は、必要に応じ、当該公益通報及び当該通報に係る措置等について、その内容をこの法人の会員に報告するものとする。

（公益通報者の保護）

第11条 役職員等は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（教育）

第12条 第4条に定める行動指針を周知徹底するため、専務理事は事務局職員に対して必要な教育を実施するものとする。

2 この法人の委員会等を担当する事務局職員は、この法人の事業活動に従事する会員会社の社員に、必要に応じて前項の教育内容を周知するものとする。

（受託事業との関係）

第13条 受託事業に係る契約において、相手方からこの法人に求められるコンプライアンスに関する規定については、必要に応じて代表理事が別に定めるものとする。

（改廃）

第14条 本規程の改正又は廃止は、理事会の議決でこれを行う。

付則

本規程は、2021年6月21日から施行する。